

#意見交換会の議題（1）

一般社団法人 大田建設業協会

地元要望と工事計画との調整について

一般的に工事計画は、地元要望を調整した後、正式に決定されるものと考えております。

しかしながら、工事の実施が長期に及び担当者が交代した場合などにおいて、採択された地元要望が実施計画から欠落してしまう場合が生じております。

工事計画及び地元調整の確実な引き継ぎを行い、工事実施に支障が生じないよう要望いたします。

【回答】

県の事務引継ぎルールは、次の2点。

- ① 引継ぎは文書で確実にを行うこと。
- ② 担当者に任せきりにせず上司も内容を確認すること。

今後このルールに基づき確実な事務引継を行うよう努めます。

#意見交換会の議題（2）

一般社団法人 大田建設業協会

工事の設計変更について

工事の実施にあたり工事箇所の起工測量の結果、現場の状況によっては、設計変更の必要が生じる場合があります。

このような場合、設計変更に要する労務費等の経費は、技術管理費として設計変更を確実に行っていただくよう要望します。

なお、変更の内容によっては、安全性、合理性の観点から、施工業者と協議の上、業者に変更の内容を検討させるのではなく、設計業者（コンサルタント）に再度設計の見直しの委託を検討していただくよう要望します。

【回答】設計変更に係る資料の作成については、契約約款及び「設計・契約変更の手引き（案）」（平成31年4月島根県土木部技術管理課）の規定に基づき、対応します。

具体的な対処の手順については、別添資料を確認願います。

島根県公共工事請負契約約款に係る

設計・契約変更の手引き（案）

平成31年4月

島根県土木部技術管理課

P2

4. 設計・契約変更の考え方

4-1 受注者が照査結果の確認を請求した場合 [契約約款第19条第1項]

(1) 設計図書の照査と設計・契約変更

●受注者は、契約約款第19条第1項第1号～第5号及び土木工事共通仕様書1-1-3（設計図書の照査等）等で定める照査を実施する。なお、照査すべき主な具体的内容を「8. 参考資料」に示す。



●監督職員は、受注者から照査の確認を請求されたとき、又は自ら事実を発見したときは、受注者の立会いのうえ調査を実施する（受注者が立会いに応じない場合は、受注者の立会いを得ずに行うこともできる）。



●監督職員は、調査の結果をとりまとめ、調査終了後14日以内に、結果を受注者に通知する。



●必要があると認められるときは、設計図書を訂正、変更する。

○「必要があると認められるとき」とは、発注者の意志ではなく客観的に決定する。

○確認された事実が軽微で、当初の設計図書に従って施工を継続しても支障がない場合を除く。



●設計図書を訂正、変更した場合、必要があると認められるときは、工期、請負代金額を変更する。

○「必要があると認められるとき」とは、発注者又は受注者が認めるときではなく客観的に決定する。

○設計図書の変更等が行われても、全く工期又は請負代金額に影響を及ぼさない等特殊な場合を除く。

(2) 「設計図書の照査」の範囲を超える事項

●受注者が行うべき「設計図書の照査」の範囲を超える事項

- 現地測量の結果、横断図を新たに作成する必要があるもの。
 - 現地測量の結果、縦断計画の見直しを伴う横断図の再作成が必要となるもの。
 - 現地調査の結果、排水路計画を新たに作成する必要があるもの。
 - 現地調査の結果、土工の縦横断計画の見直しが必要となるもの。
 - 構造物の位置や計画高さ、延長が変更となり構造物の再計算が必要となるもの。
 - 構造物の載荷高さが変更となり、構造計算の再計算が必要となるもの。
 - 現地測量の結果、構造物のタイプが変更となるが標準設計で修正可能なもの。
 - 構造物の構造計算書の計算結果が設計図と違う場合の構造計算の再計算及び図面作成が必要となるもの。
 - 基礎杭が試験杭等により変更となる場合の構造計算及び図面作成。
 - 土留め等の構造計算において現地条件や施工条件が異なる場合の構造計算及び図面作成。
 - 「設計要領」・「各種示方書」等との対比設計。
 - 構造物の応力計算書の計算入力条件の確認や構造物の応力計算を伴う照査。
 - 設計根拠まで遡る設計図書の見直し。
 - 舗装修繕工事の縦横断設計（当初の設計図書に縦横断面図が示されており、その修正を行う場合。）ただし設計図書で縦横断面図が示されておらず、島根県公共工事共通仕様書第3編2-6-15路面切削工、2-6-17オーバーレイ工等に該当し、縦横断設計を行うものは設計照査に含まれる。
- ※なお、適正な設計図書に基づく数量の算出及び完成図の作成は、受注者の費用負担によるものとする。

11
P4

(3) 設計変更に係る資料の作成について

契約約款第19条に係る変更は発注者が行うものであり、設計変更に係る資料の作成も当然、発注者が行うものである。本対応方法は、契約約款第19条を基本としてその実務について定めたものである。

設計照査に必要な資料作成

- 受注者は、当初設計等に対して契約約款第19条第1項に該当する事実が発見された場合、監督職員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
- これらの資料作成に必要な費用については契約変更の対象としない。

設計変更に必要な資料作成

- 契約約款第19条第1項に基づき設計変更するために必要な資料の作成については、契約約款第19条第4項に基づき発注者が行うものである。よって、安易に設計変更に必要な資料作成を受注者に行わせてはならない。
- やむを得ず受注者に行わせる場合は、以下の手続きによるものとする。
 - ①設計照査に基づき設計変更が必要な内容については、受発注者間で確認する。
 - ②設計変更するために必要な資料の作成について書面により協議し、合意を図った後、発注者が具体的な指示を行うものとする。
 - ③発注者は、書面による指示に基づき受注者が設計変更に係り作成した資料を確認する。
 - ④書面による指示に基づいた設計変更に係る資料の作成業務については、契約変更の対象とする。
 - ⑤資料作成の費用は、業務委託積算基準等を参考に適切に算定する。

12
P5

#意見交換会の議題（3）

一般社団法人 大田建設業協会

公共工事の発注時期について

河川工事の場合、原則的に出水期（6月中旬～10月下旬）には、工事を施工しないよう指導されております。

しかし、例えば工事の発注が5月下旬の場合においては、実際に4ヶ月以上工事の着手ができない状況が続くにも拘わらず、現場代理人及び主任技術者を配置しなければなりません。

限られた技術者を配置するにあたり、翌債等により年度当初の工事発注を行っていただくよう要望します。

【回答】

要望の趣旨は理解しました。

今後とも、受注者の技術者配置に留意し、適切な工事発注に努めます。

#意見交換会の議題（4）

一般社団法人 大田建設業協会

公共事業用地の確実な確保について

公共事業の実施にあたり、必要となる事業用地については、事前に地権者との交渉、契約を経て公有地として確保されることは当然のことです。

しかし、実際に工事を施工するにあたって、未買収の事実が判明し、設計変更を行わざるを得ない事例があります。

工事の発注にあたり、公告文書審査会において、事業用地が取得済みであることの確認作業を確実に行っていただきますようお願いいたします。

今後、「国土強靱化」の理念のもと、災害防除工事など事業用地の確実な取得が厳しい工事な増加も考えられますので、是非とも用地取得後の工事発注を要望します。

（事例）支線の設置箇所の用地が未買収のまま工事を発注。

【回答】

工事は原則用地取得後に行うこととしています。

提案された事例では、工事発注後に例外的に未買収用地が確認されたものと考えられます。

引き続き工事発注時において用地の取得状況の確認を徹底します。

#意見交換会の議題（5）

一般社団法人 大田建設業協会

電柱、架空線の支障移転の円滑な実施について

土木工事の施工にあたり支障となる電柱及び架空線の移転に長い日数を要し、そのため工事の進捗が大幅に遅延する場合があります。

これは計画段階において、発注者と支障物件管理者（中電、NTT、ケーブルTV、共架物件の調整など）との移転場所、工程（年次計画を含む。）を含めた綿密な協議が行われることにより、円滑な工事施工が可能と考えております。

継続工事においては、次年度以降の支障物件についても、当該年度発注工事の支障移転に含め先行して移転することにより、工事の円滑な進捗が図られよう要望します。

【回答】

引き続き工事支障物件の管理者と移転協議を計画的に進め、工事が円滑に進捗するよう努めます。

#意見交換会の議題（6）

一般社団法人 大田建設業協会

立木等の伐採経費の積算について

立木等の伐採経費については、工事箇所における状況を的確に調査し、合理的な基準により積算されるべきものと考えております。

しかしながら、計上された単価と実際の施工に要する経費とが大きく乖離する場合があります。

伐採費の積算の方法及び実際の工事に要する経費との乖離が生じた場合の対処方法について、説明いただきますよう要望します。

（例）斜めに張り出した大木の吊り切り除伐が必要となる場合において、クレーン車の搬入が困難な場合など。

【回答】

工事箇所の伐採費用については、工事積算時に工事場所、伐採対象樹木の胸高直径等の見積り条件を示した上で見積り依頼を行い、提出された見積りをもとに伐採費用を決定、公表しているところです。

見積り提出においては、現場条件を十分反映した見積り提出をお願いします。

なお、当該議題の事例への対応については、県庁の見解提示まで時間を要するため、別途県庁で開催される意見交換の場で議論をお願いします。

【今後の対応】

次回の県協会と県との意見交換会の議題として提案を検討する。

#意見交換会の議題（7）

一般社団法人 大田建設業協会

工事施工に必要な資材の積算計上について

公共工事の施工に伴い必要となる資材の費用は、工事費の積算に計上されることは当然のことと考えております。

しかし、例えば、コンクリート構造物基礎の捨てコンクリートなどは、設計積算に計上されておられません。

コンクリート構造物の基礎には、墨出し及び型枠固定用の捨てアンカー設置のための捨てコンクリートが必要です。

工事設計には、基礎砕石のみ計上されている場合がほとんどですが、実際の工事では、砕石の上に厚さ10cm程度の捨てコンクリートを施工する必要があります。

このような実態を勘案し、捨てコンクリートについても、設計積算に計上していただくよう要望します。

【回答】

標準設計で均しコンクリートが必要な構造物については設計計上しますが、墨出し及び型枠固定のための均しコンクリートの計上は困難です。

県レベルでの検討が必要となることから、貴協会から県庁に対して要望してください。

【今後の対応】

次回の県協会と県との意見交換会の議題として提案を検討する。

＃意見交換会の議題（８）

一般社団法人 大田建設業協会

除草作業の方法について

（１）液体除草剤の使用について

県道維持管理業務のうち除草作業において、工作物であるガードパイプやガードレールにツタ、カヅラ類が絡みついている場合、それらの除去には液体除草剤を用いる方が最も合理的と考えられます。

農地や耕作物に影響のない場合においては、その使用を認めるよう要望いたします。

【回答】

農地、学校周りや通学路、三瓶ダム周りで影響を及ぼす箇所は、今まで通り草刈り対応としますが、これ以外では、除草剤散布も可能と考えています。

今後、除草剤を使用する範囲の確定作業を進めるため、散布範囲の案を提示していただき、大田市等の関係機関との調整を図りたいと考えています。

なお、平成 18 年に施工された「食品衛生法の一部を改正する法律」により、それまで設定されていなかった農薬にも 0.01ppm といった低い基準値で販売禁止となる制度が導入されました。今後、農作物栽培箇所付近で除草剤散布する場合は、水田に流入しないよう注意をお願いします。

（除草剤使用の場合は、委託単価は低下する。）

(つづき)

(2) 交通誘導警備員の確保等について

主要県道は交通量が多く、特に夏場は県外車両の交通量が増加します。
更に、歩道が設置されていない箇所も多く、除草作業には危険を伴う場合が多々あります。

また、恒常的に交通誘導警備員が不足しており、受託業者で自社の作業員に警備に当たらせ対応していますが、不慣れな業務であり十分な安全性の確保に不安が伴います。

加えて、除草作業そのものに従事する作業員に不足が生じるため、作業の進捗に影響が生じます。

については、交通誘導警備員の確保のための発注方法、時期、作業方法等について実態を把握し、最良の方法を検討いただくよう要望します。

【回答】

交通誘導警備員は、山陰道等の大規模工事のため、必要数がすぐに準備できない状況が続いています。

人員確保のため、早期発注が必要と考えられます。

なお、来年の東京オリンピックでの警備員不足が懸念される。

1. 発注時期は、草刈りを盆までに完了するため6月中旬としていますが、交通誘導員を確保する期間に余裕を持たせるため、早期発注に努めます。(原則年1回)
2. 作業方法は、草刈り機で伐採してトラックに積み込んで処分する方法と、刈り取った草をロール状とする方法で行なっています。
草刈り作業方法で誘導員が少なくなるような方法や、路線で少なくてよい区間等あれば実態をお聞かせ願います。

#意見交換会の議題（9）

一般社団法人 大田建設業協会

工事成績評定の公平な実施について

総合評価方式での発注においては、工事成績評定が大きく影響します。

特に、工事検査員が主となって評価する「出来形、品質、出来栄え」については、検査員の判断が重要となりますが、検査員の主観による評価の差異が散見されます。

工事の評価が集中する年度末には、多数の検査員により多くの検査が行われますが、属人的、主観的な判断が行われないよう「考査項目別運用表チェックリスト」による客観的で公平公正な評価を実施していただくよう要望します。

【回答】

請負工事の成績評定については、「島根県工事成績評定要領」にて必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって請負業者の適正な選定及び指導育成に資することを目的としています。

ご指摘のとおり年度末においては検査が集中しており、昨年度末(H31.3)においては、ひと月に137件の検査を実施し、特に後半の2週間に107件と検査が集中していました。

今年度は検査の迅速化及び分散を図っており、成績評定の必要な工事は技術専門監による検査を優先することとしています。

それでも技術専門監以外の検査員による検査は不可避なので、「島根県工事成績評定要領」の徹底を図ると共に技術専門監との合議により、考査項目別運用表による客観的で公平公正な評価に努めます。

#意見交換会の議題（10）

一般社団法人 大田建設業協会

除雪及び凍結防止剤散布の円滑な実施について

大田建設業組合においては、平成21年度から継続して除雪及び凍結防止剤の散布を受託しており、冬期間における住民の安全安心を担っているものと自負しております。

この作業は、深夜、早朝の危険を伴うものであり、機械の老朽化と作業員の高齢化に伴い、毎年その対応に苦慮しております。

については、作業の円滑な実施のため下記の事項について、改めて要望いたします。

記

1. 除雪の支障となるポール等は事前に撤去すること。

【回答】

警察との協議で設置した除去できないポストコーンもありますが、除去できる物があれば撤去しますので、どこが支障となっているのか教えてください。

回答：（例）志学（三瓶山公園線と川本波多線の交点のポール）

2. 貸与機械は、事前の部品の調達及び点検に完全を期すること。

【回答】

貸与機械の部品は、事前に調達し、点検に万全を期すため、再度確認しますが、特に注意をすべき部品があれば教えてください。

3. 老朽化（特に20年以上経過）した機械の更新を計画的に行うこと

【回答】

老朽化して修理が必要な除雪機械は状況を本庁へ報告し修理すると共に、更新についても、本庁に要求するようにしています。

令和元年度は、散布車1を新車に、散布機1を移管して更新する。

4. 廃棄される機械の取得を要望する組合員への情報提供のため、更新する機械の情報を速やかに提供すること。

【回答】

除雪機械の更新について速やかに情報共有します。

今年度、11月に散布車2台の更新、2月にはロータリ除雪自動車1台の更新を予定している。

【対応】ロータリ除雪車の払い下げ希望があれば、申し出ること。